

消防指令システムの高度化等に向けた検討会（第5回）

議事概要

1 日時

令和4年3月25日（金）15：00～17：00

2 場所

Web開催

3 出席者（敬称略、順不同）

【委員】

藤井 威生（座長：電気通信大学）、岩澤 哲也（東京消防庁）、小室 俊之（秦野市消防本部）、小山 宏（ちば消防共同指令センター）、高倉 弘喜（国立情報学研究所）、
徳田 圭（小樽市消防本部）、藤原 淳司（大分県）、古屋 美智子（さいたま市消防局）、
三木 浩平（総務省デジタル統括アドバイザー）

【オブザーバー】

牧 敦司（日本電気）、木村 俊次（富士通 Japan）、河野 健人（富士通ゼネラル）、
松本 信介（沖電気工業）、川島 洋平（日立製作所）、森田 拓志（全国消防長会）

4 配布資料

資料5-1：標準インターフェイスに係る検討状況

資料5-2：情報セキュリティに係る検討状況

資料5-3：通信指令・システム関連業務の効率化に向けた各種取組の検討状況

資料5-4：中間とりまとめ骨子（案）

資料5-5：今後の検討スケジュール（想定）

参考資料5-1：構成員名簿

参考資料5-2：消防指令システムの高度化等に向けた検討会（第4回）議事概要

参考資料5-3：開催要綱（改定案）

5 議事概要

1. 開会

2. 議事

(1) 標準インターフェイスに係る検討状況

資料 5-1 について事務局から説明。主な質疑・意見等は以下の通り。

委 員：「緊急通報サービス」として、どのようなサービス群が該当するイメージか。また、それら緊急通報サービスの間での標準化プロセスをどのように考えているのか。例えば、位置情報にしても表示方式も主に 3通りがあるので、各社が異なる方式でデータ連携しているのではないかと思う。

事務局：緊急通報サービスとして想定しているものとして、既存のものでは、自動車自動通報サービス、高齢者見守りサービス、NET119 緊急通報システム等をあると思う。それ以外にも、IoT センサーを使った緊急通報など民間事業者に行われている新たな取組も開始されている。基本的に、代理通報サービスや緊急通報サービスを提供している各事業者を指して緊急通報サービスとしている。標準化プロセスについて、まず現時点で消防・警察の指令システムにデータ連携している事業者については、位置情報通知システムの技術的条件書に基づいてデータを送信している状況である。そのため、位置情報や氏名・住所などの共通領域に表示するような情報については、既にある位置情報通知システムの仕様に基づいて連携頂くことが想定される。一方、画像や動画といったコンテンツについては既存の規定がないので、各事業者とも相談しながら検討を進めていきたいと考えている。

委 員：フェーズ 1 の実証が令和 3 年度中に始まるのだと思うが、画像や動画の形式についてある程度検討が進んでいるということか。

事務局：フェーズ 1 では事務局がテストデータの形式を仮置きする形で指定しているが、フェーズ 2 以降、今後社会実装を進めていく上ではどういったデータ形式が良いのか、関係者と議論を行っている最中である。

委 員：画像や動画といったリッチコンテンツになると、回線容量や取扱いなど色々と条件が変わってくると思うので、引き続き検討を進めて頂きたい。

座 長：試作デモンストレーションの共通領域のテストデータ項目は、あくまで仮置きという説明だったが、実際に社会実装する際のデータ項目は今後緊急通報サービス事業者と議論して精緻化していくという理解で良いか。例えば、住所と通報場所はどちらかだけ分かる場合があったり、電話番号を持たない人からの通報だったりがあると思うので、このデータ項目のままデータ連携するのは難しいこともあると想定される。

事務局：共通領域のデータ項目として今回お示ししたものは、複数の消防本部が運用している実際の指令台画面の表示項目を参考にして、一つの例として作成したもの。ただし、実際には共通領域として設定したデータ項目全てを事業者から連携してもらうのは難しいと考えている。共通領域のデータ項目は各社から送信してもらえるデータをなるべく大括りに集めたものになると思う。

（2）情報セキュリティに係る検討状況

資料5-2について事務局から説明。主な質疑・意見等は以下の通り。

委員：自治体では情報化部門を中心に、セキュリティポリシーガイドラインで示されている三層の対策を全庁的に実施している。そのため、各団体の一部門である消防本部が独自の方式を採用することは、予算面から考えても困難ではないか。現状では、恐らく6～7割程度の団体が画面転送方式を採用していると推測しているが、残り3割程度の団体でどうするかが課題と考えられる。町村などで、完全に端末を物理的に分離することで対策している団体もあり、画面転送方式を採用するとなると費用がかかるし、情報化部門が新たに運用するという負担が発生する可能性がある。

事務局：ご指摘の観点を十分留意した上で検討を進めていく。

座長：当初の予定より検討スケジュールが後ろ倒しになっているが、現在進行形の総務省やデジタル庁における検討と整合を取ることは重要であり、そのための遅れはやむを得ないと認識しているので、引き続きしっかりと検討を進めていただきたい。

（3）通信指令・システム関連業務の効率化に向けた各種取組の検討状況

資料5-3について事務局から説明。主な質疑・意見等は以下の通り。

委員：今後3年間で自治体のシステム環境が大きく変化していく過渡期の中で検討を進めなければならない点が本検討の難しいところ。例えば、これまで都道府県域での自治体クラウドだったものが、全国的なガバメントクラウドに移行したり、ガバメントクラウドとのネットワークを新規敷設かLG-WANの増強のどちらかで構築したり、それらを踏まえて総務省の自治体セキュリティポリシーガイドラインが大幅改訂されたりといったことが予想される。その中で、例えばクラウドのメリット・デメリットが整理されているが、このクラウドがパブリッククラウドとプライベートクラウドのいずれを指しているのか不明確と感じる。メリットとしてパブリッククラウドらしい部分を謳っても、セキュリティの観点でパブリッククラウドを使えないといったことも考えられる。もう少し、どのよう

なクラウドを想定しているのか整理した方がよい。また、別の話であるが、スマートシティやスーパーシティといった取組が進められている。準公共分野の情報を扱うとされ、防災分野も含まれている。具体的には、内閣府防災が都市OSを活用したデータ連携などを行う見込みであり、消防のシステムがどのように位置づけられるか分からぬが、防災のシステムという観点で無関係ではないので、動向を確認しておいた方が良い。

事務局：自治体のシステムに関する検討状況については、しっかりと情報収集していきたい。その上で、「クラウド」についてはまだ粒度が粗い検討段階であるので、より詳細に検討を進めていきたい。本検討会の範囲でどこまで議論できるかということはあるが、どこが運用主体となりどのように運用していくのか等、大きな視点からクラウドのあり方を検討していくりたい。

委員：クラウド化検討を進めるにあたり競争環境とコストの観点も含めていただきたい。例えば、全国統一のシステムにすると、これまでのような複数事業者間での競争が働かなくなり結果的に高価になってしまったり、クラウドと接続するネットワークの通信費用がクラウド化の効能以上にかかってしまったといった状況も考えられるので、競争環境とコストの面も十分に考慮頂きたい。

事務局：ご指摘を踏まえ、検討を進める。

委員：地図の共通・共有化を進めていくのは重要であるが、各消防本部が登録した新しい地物情報や災害状況に応じた道路の通行状況、要援護者の個人情報などの情報の共有可否や、もし共有できない場合には広域に消防が連携する場合にどのように情報を取り扱えばよいかについては重要な論点と考える。また、消防に閉じた話ではないと思うが、地図は防災・減災のための重要なインフラであるので、警察庁、防衛省といった他の関係機関との情報連携のあり方なども視野に入れて検討いただきたい。

事務局：地図について、どこまで共通化するか、どのような情報を連携するかといった点はまだ検討に着手したばかりの段階である。大きな検討課題は2つあると考えており、1つは消防本部ごとに異なる地物等のデータ形式・名称をどのように標準化していくかという技術的な観点、もう1つは消防本部の外に情報を出すことについて個人情報保護等を適切に行う必要があるという観点である。どのような方法であれば実現可能であるか、消防本部と一緒に丁寧に議論していきたい。

委員：最近は、市民が写真と位置情報付きで災害状況を提供してくれたりする。地図に紐付けられる情報には、消防から提供する情報だけでなく、外部から提供される有益な情報もあるはず。是非とも頑張って検討してもらい

たい。

座長：ネットワークの検討のところで、帯域確保として条件が記載されている。

既存の行政系ネットワークについては他の用途の通信と混在して利用することになると思うが、この記載は新規に敷設する場合を想定したものであるのか。

事務局：新規に敷設する場合の条件という意味合いが大きい。位置情報通知システムを用いるとすれば既存帯域を拡張する必要がある。また、LG-WANについては消防だけのネットワークではないので、帯域確保ができるかどうかからの検討と思われる。いずれの場合であっても、検討のための参考要件として記載している。

座長：回線の比較検討にあたって、既存回線の通信速度が遅くて使えないといった方向に必要以上にならないように、資料の記載ぶりには留意頂いたい。

(4) 中間とりまとめ骨子(案)について

資料5-4について事務局から説明。主な質疑・意見等は以下の通り。

座長：内容が多く、この場ですぐに意見を出すことは難しいと思う。ご意見等あれば、検討会終了後に事務局までご連絡いただく形に出来ればと思う。

(5) その他(今後のスケジュールおよび開催要綱の改定について)

資料5-5及び参考資料5-3について事務局から説明。開催要綱の改定に関して、特段の意見なし。

3. 閉会

事務局より、第6回検討会の日程は別途改めて調整すること、本日の内容について意見等があれば4月15日までに事務局宛にご連絡をいただきたいことを連絡。

以上